

第5章 入 学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第19条第2項第3号及び第5号並びに第22条の規定に基づく入学者については、入学の時期を後期（秋学期）の始めとすることができる。

(入学資格)

第17条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 文部科学大臣が高等学校卒業者と同等以上の者として学校教育法施行規則において定める者

(入学の出願)

第18条 本学に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び他の所定書類を添えて願い出るものとする。

(入学者の選考)

第19条 入学志願者に対しては、入学を許可するための選考を行う。

2 選考は、次の区分により行う。

- 一 一般入学試験
- 二 推薦入学試験
- 三 海外帰国生徒入学試験
- 四 学習院女子高等科生推薦入学試験
- 五 外国人留学生入学試験
- 六 社会人入学試験

3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 前条の選考に合格した者は、入学誓約書に入学金等の納付金及び他の所定書類を添えて、入学の意思を届け出るものとする。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。ただし、第17条に定める入学資格を満たすことが確認できない場合には、学長は、入学を許可した後であっても前項の納付金を返還するとともに入学の許可を取り消すことがある。

(編入学)

第21条 編入学は、次の各号の一に該当する者が3年次への編入を志願する場合に、選考の上これを許可する。

- 一 大学の2学年を修了した者
- 二 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 三 前の各号と同等以上の年齢及び学力を有すると認められる者

(再入学)

第22条 再入学は、本学を退学した者が再び入学を志願する場合に、選考の上退学時に在学していた学科に限りこれを許可する。

(転入学)

第23条 転入学は、学習院大学の学生が本学への転入を志願する場合に、選考の上これを許可する。

(転科)

第23条の2 入学後1年以上を経た者が、転科を希望したときは、学期の始めに限り、選考の上これを許可することがある。

(編入学等の選考)

第24条 編入学、再入学、転入学及び転科の選考並びに入学等の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

第6章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第25条 授業科目は、以下のとおりとする。

- 一 専門科目
 - 二 共通科目
 - 三 専門科目、共通科目又は資格の取得に関する科目に属さない科目
 - 四 図書館司書に関する科目
 - 五 博物館に関する科目
 - 六 日本語教員養成講座に関する科目
- 2 授業科目の種類及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。
- 3 各学科の学生は、前項の授業科目のうち、当該学科の履修規定によって指定された授業科目を履修することができる。
- 4 授業科目は、各学科の履修規定の定めるところにより必修科目、必修選択科目、自由選択科目又は随意科目のいずれかとして指定される。

(司書課程)

第26条 本学に、司書課程を置く。

- 2 図書館法に定める司書の資格を取得しようとする者のために、本学に図書館司書に関する科目を設ける。
- 3 図書館司書の資格を取得しようとする者は、図書館司書に関する科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 図書館司書に関する科目は、別表2の一のとおりとする。
- 5 前の各項に定めるもののほか、司書課程に関し必要な事項は、別に定める。

(学芸員課程)

第26条の2 本学に、学芸員課程を置く。

- 2 博物館法に定める学芸員の資格を取得しようとする者のために、本学に博物館に関する科目を設ける。
- 3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館に関する科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 博物館に関する科目は、別表2の二のとおりとする。
- 5 前の各項に定めるもののほか、学芸員の資格を取得するために必要な事項は、別に定める。

(日本語教員養成講座)

第26条の3 本学に、日本語教員養成講座を置く。

- 2 日本語教員養成講座を修了しようとする者のために、本学に日本語教員養成講座に関する科目を設ける。
- 3 日本語教員養成講座を修了しようとする者は、日本語教員養成講座に関する科目及び単位を修得しなければならない。